

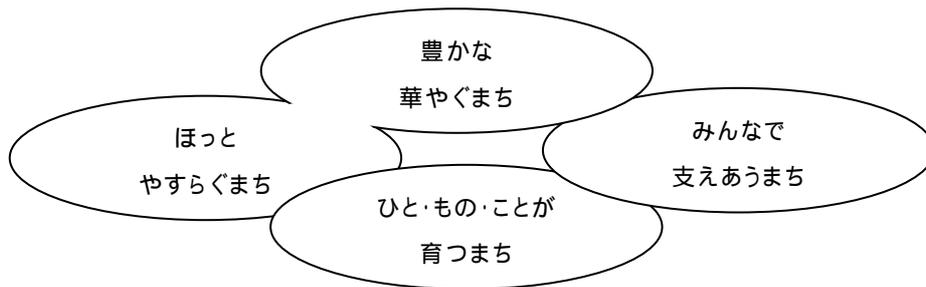
第一章 地域情報化推進の考え方

1. 目指すべきまちづくりの姿

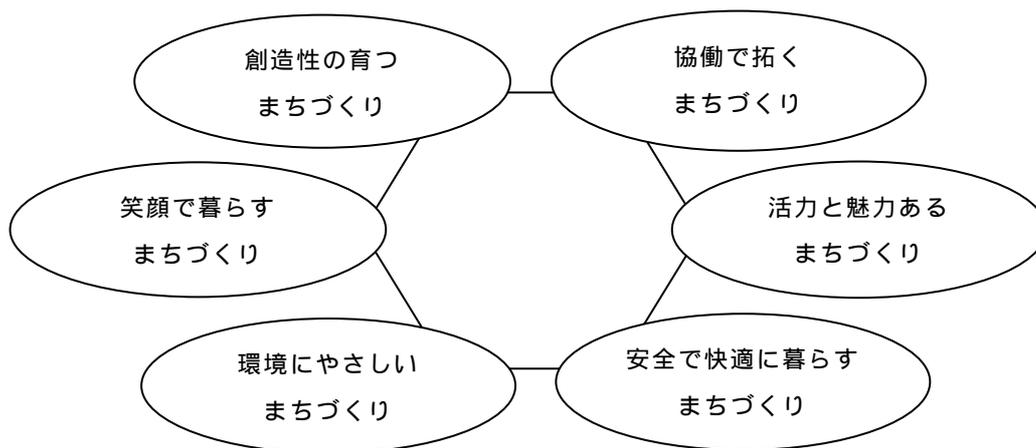
西東京市は、「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念とする「西東京市基本構想・基本計画」を現在市民参加のもとで検討しています。本計画は、西東京市の地域情報化の方向性や実現目標を定め、この基本構想・基本計画を実現するための一翼を担うために策定するものです。

やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ

この基本理念を実現するため、「西東京市基本構想・基本計画(第三次素案)」では、まちの将来像として次の4つを「理想のまち」として掲げています。



また、これら「理想のまち」を実現するために、次の6つをまちづくりの方向性として示しています。



したがって、6つの方向性に沿ってまちづくりを進めることにより、「理想のまち」を構築することが可能となり、「やさしさとふれあいの西東京市」を実現するとともに、「まちを楽しむ」という基本理念を実現することができます。

2. 地域情報化計画が担う役割

(1) 地域情報化の役割と基本コンセプト

地域情報化推進の基本コンセプト＝

「新しいかたちのコミュニケーション社会」を創出する

基本構想・基本計画（第三次素案）の基本理念「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を実現するためには、「新しいかたちのコミュニケーション社会」を創出する必要があります。

人は、出会い、対話し、お互いのことが理解できると心が豊かになります。私たちは、このことがまちの魅力につながると考えます。

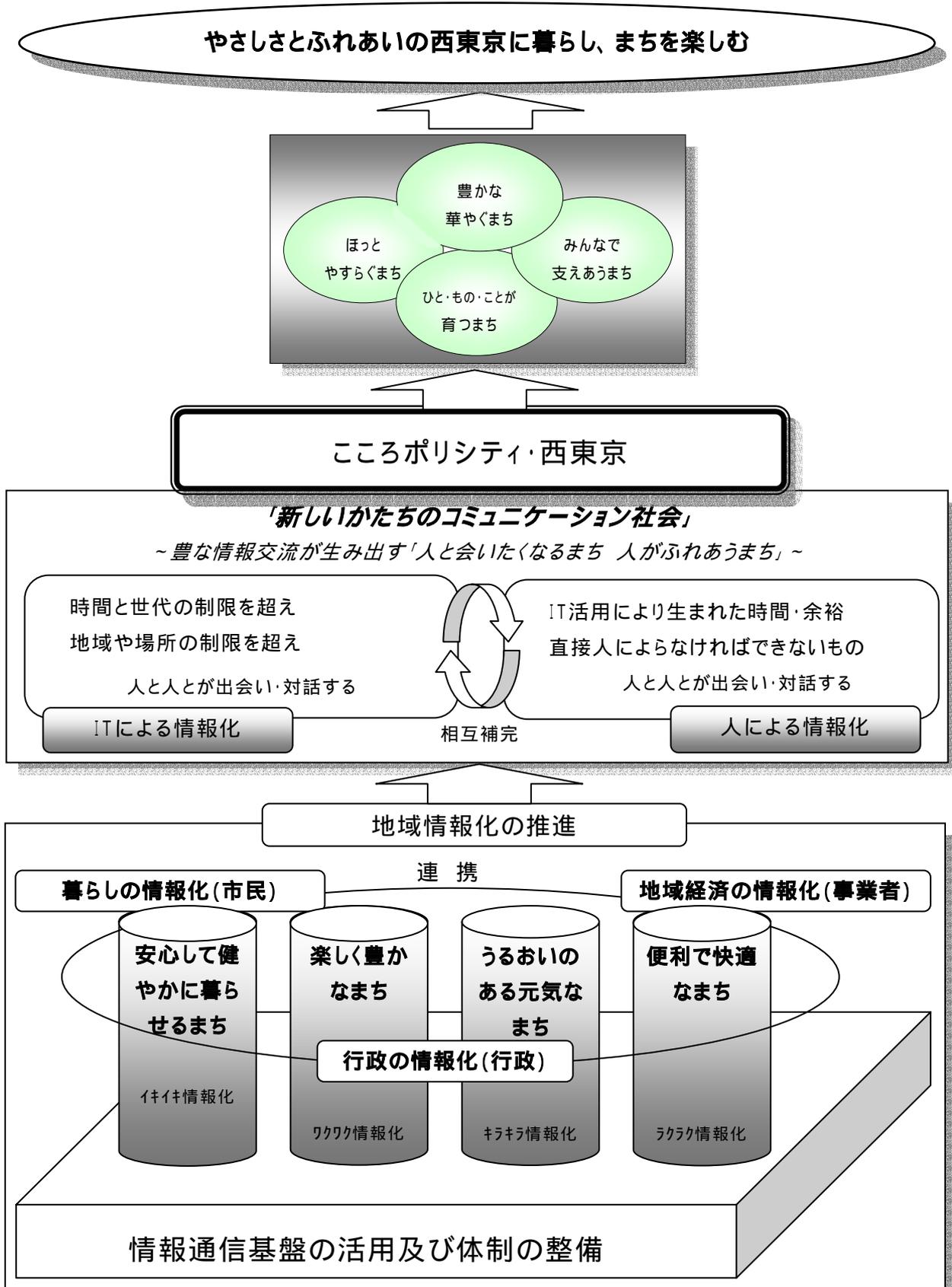
しかしながら、地域には、多様な価値観を持つ人々が、様々な立場で生活を営んでおり、出会いや対話の機会が十分ではない実態があります。

このような状況を改善するためには、「地域を構成する市民・事業者・行政間のコミュニケーション」と「世代を超えたコミュニケーション」を活性化し、出会いの機会創出と、地域内に存在するいろいろな情報が活発に流通する仕組みを実現することが必要であり、これが地域情報化の役割であると考えます。

したがって、地域情報化推進の基本コンセプトを上述のとおり「新しいかたちのコミュニケーション社会」を創出すると決めました。

なお、「新しいかたち」とは、具体的には「時間と場所の制約を受けないコミュニケーション」と、「立場と世代を超えたコミュニケーション」を実現することを指します。

(3) 地域情報化推進の体系



印は西東京市基本構想第三次素案より抜粋

3. 計画の位置づけと期間

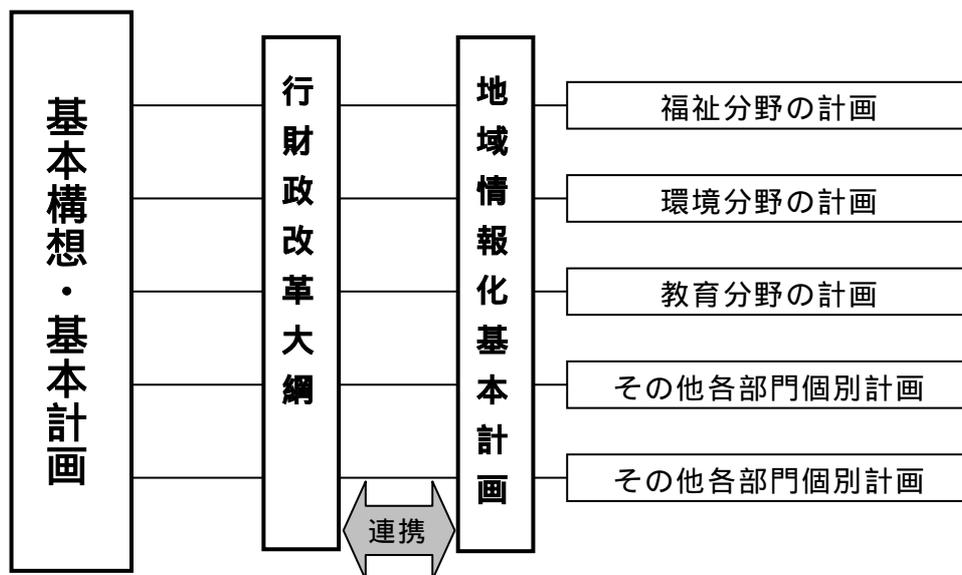
地域情報化基本計画は、「西東京市基本構想・基本計画」の下位計画として位置づけるとともに、新市建設に向けて各部署で策定している各個別計画と連動するものとします。

すなわち、本計画は、単に情報部署の今後の施策を記述したものではなく、各部署がまちづくりを推進する際に必要となる住民・事業者とのコミュニケーション基盤を構築し、施策が円滑に実現されることを目的としています。

したがって、本計画の位置づけは、下図に示すように、「基本構想・基本計画」の下位計画という位置づけになりますが、各課の施策を横断的に支援する機能を果たすものと位置づけます。

さらに、「西東京市行財政改革大綱」とは車の両輪を成すため、自治体経営の効率化とサービス向上を推進するための計画としても位置づけます。

また、本計画の計画年度は、平成16年度から平成20年度までの5年間とし、本計画のアクションプランとして、地域情報化の取組事項・目標年次・担当部署・成果指標等を明記した「(仮称)地域情報化推進計画」を別に定めるものとします。

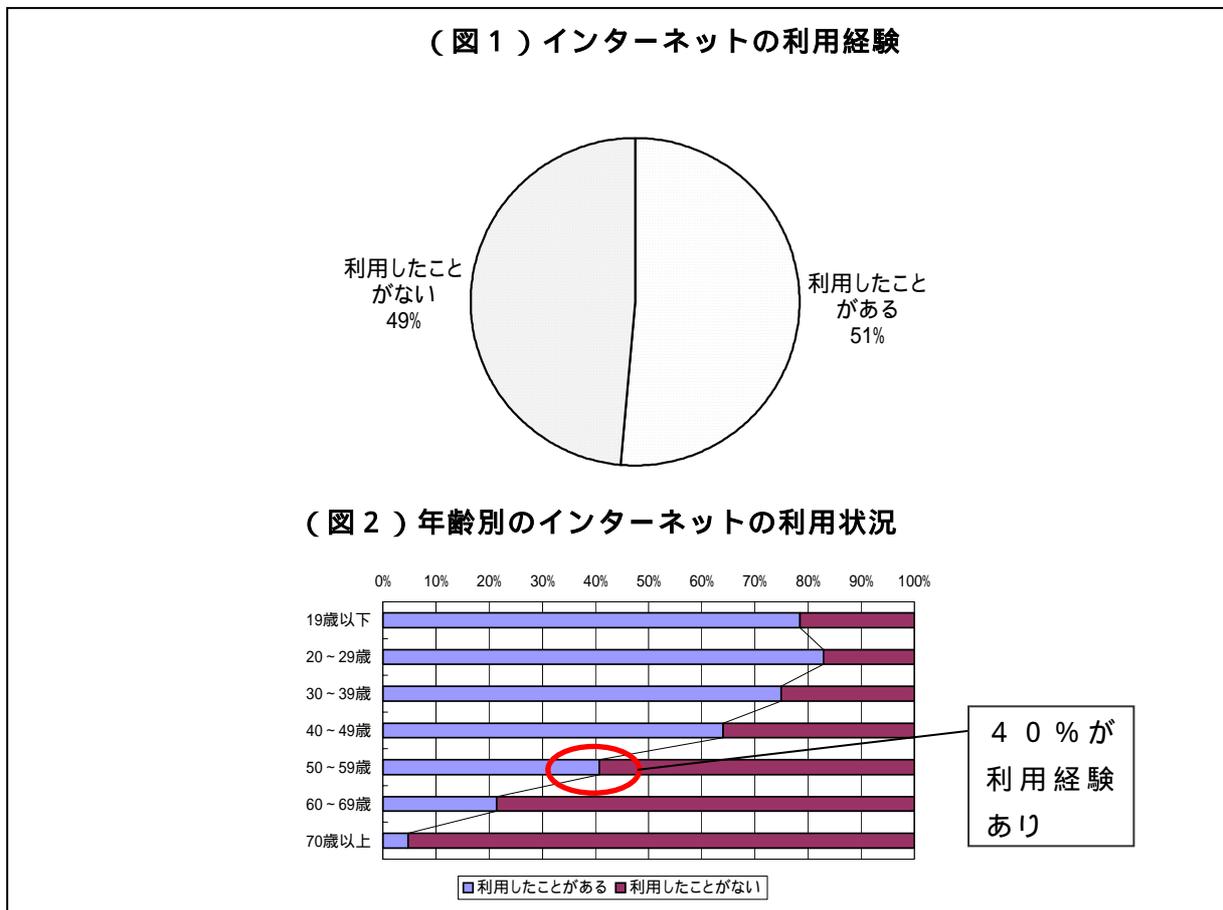


4. 計画の背景

IT（情報通信技術）の急速な進展は、産業革命に匹敵する歴史的な大転換をもたらし、市民生活のあらゆる場面で、その仕組みや生活スタイルを大きく変化させています。例えば、インターネットを活用して米国の本屋や洋服屋に注文し、一週間以内に手元に本やシャツが届くようなことも当たり前の世界になりつつあります。また、外国にいる友人と電子メールで手軽に、かつ安価に、情報のやり取りをすることも可能になっています。

総務省の調査によれば、2002年に全世界でインターネットに接続している人口は約5億4千万人であり、わが国のインターネット普及率は44%（世界16位）、普及人口は5600万人（世界2位）です。一方、インターネットに接続することができる携帯電話の普及率は70%を超え、隣の韓国とともに他の諸国を圧倒的に引き離す大きなIT普及の特長となっています。

西東京市においても、平成14年6月に実施した市民実態調査（アンケート）では、下図の通り回答者の約半数がインターネットを利用しており、また、50代の市民でも40%がインターネットを利用した経験がある等、ITは市民生活にかなり浸透しているといえます。



行政分野でも、政府は、平成12年に「IT基本法」を成立させ、「e-Japan戦略」に基づいた「電子政府」の構築を急速に進めています。地方公共団体においても、自治体経営や行政サービス、教育分野での様々な取り組みが行われ、「電子自治体」の構築が進められています。東京都においては、電子都庁推進計画を策定し、その中で「IT革命の進展の中で、都民や事業者は、行政に対して、透明性が高く、効率的で質の高いサービスの提供を期待しています。ITを活用して行政サービスを刷新し、業務の効率化を図ることが強く求められています。」と記しているように、住民や事業者の身近な生活の中でITが活用されていくことが必要です。

また、東京都が都民生活の将来像として示している

- (1)いつでも、どこでもネットワークを通じて受けられる行政サービス
- (2)ネットワークを通じた社会的合意形成
- (3)安心の暮らしを支えるネットワーク
- (4)情報ネットワークで享受する豊かな文化
- (5)ネットワーク社会の産業振興と新しい働き方の創造
- (6)バーチャルスクールで実現する多様な教育

等の考え方も踏まえながら、西東京市としての特性を加味して情報化を考えていく必要があります。

西東京市においても、地域情報化の推進を新市建設計画の四大事業の一つに位置づけ、図書館の蔵書や公共施設の予約サービスなどの取り組みを進めていますが、今後は、地域の情報が一層流通する仕組みを整え、コミュニケーションを活性化するとともに、より多くの市民が容易にまちづくりに参加できる仕組みをつくる必要があります。

また、市民のニーズを反映した質の高い行政サービスの提供や、いつでもどこからでも申請手続き等が可能になるような手続きの電子化も併せて推進していく必要があります。